

焼津市告示第 199 号

令和 6 年度焼津市サテライトオフィス等設置事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 5 月 14 日

焼津市長 中野 弘道

令和 6 年度焼津市サテライトオフィス等設置事業費補助金交付要綱

第 1 趣旨

市長は、事業者が行う多様な働き方を推進する取組を支援するとともに、市内産業の振興、産業基盤の強化及び雇用機会の創出を図るため、サテライトオフィス等設置事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金交付規則（昭和60 年焼津市規則第 1 号）及びこの交付要綱の定めるところによる。

第 2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 事業所 事業者がその事業の用に供するために設置する施設（土地又は建物を賃借して設置するものを含む。）をいう。
- (2) 事業者 事業所を設置する法人及び個人事業主をいう。
- (3) サテライトオフィス等 市内に事業所を設置していない事業者が設置する本店又は本店機能（企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、研究開発、情報処理等を行う機能をいう。）の一部を持った事業所をいう。
- (4) 従業員 事業所において週20時間以上勤務し、申請時において事業者に3か月以上雇用されている者をいう。
- (5) サテライトオフィス等設置事業 市内に新たにサテライトオフィス等を設置する次に掲げる事業をいう。
 - ア 施設整備事業 サテライトオフィスとなる建物の整備又は改修を行う事業
 - イ 通信環境整備事業 サテライトオフィスにおけるインターネット回線契約に係る回線開設工事等を行う事業
 - ウ 什器・機器導入事業 サテライトオフィスで使用する机、椅子等の什器及びパソコン、プリンタ、コピー機等の機器を導入する事業

第 3 補助対象経費

サテライトオフィス等設置事業に要する別表に定める経費の額とする。ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

第4 補助対象事業者

補助の対象とする事業者は、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 市外に本店を置く事業者であること。
- (2) 新たに設置するサテライトオフィス等に従業員又は役員（個人事業主である者を含む。）を2人以上置く事業者であること。
- (3) 過去に虚偽その他の不正な手段により国、地方公共団体等から補助金等の交付の決定を受けていないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第6項から第11項までに規定する営業又は公序良俗に反する営業を行うものでないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等と関係を有する者でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者ではないこと。

第5 補助金額

補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を上限とする。

第6 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第2号様式）
- ウ 収支予算書
- エ 施設の平面図
- オ 見積書又はその写し
- カ 法人登記簿又は開業届等の写し
- キ 土地、建物が賃借による際は、改修の権原を有することを証する書類（施工承諾書等）
- ク 従業員名簿
- ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期間

令和6年5月14日から令和7年1月31日まで

第7 交付の決定

市長は、補助金の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

第8 交付の条件

補助金の交付の条件においては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金交付決定後、補助事業を直ちに実施し、令和6年度内に当該サテライトオフィス等において事業を開始できる状態とすること。仮に、補助事業が予定の期間内に終了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
 - イ 事業主体若しくは施行場所の変更又は事業量の20パーセントを超える変更をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業により効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、又は担保に供してはならない。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 補助事業完了後、5年以上計画的に事業を実施すること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を利用して、宗教活動又は政治活動を行わないこと。

第9 変更承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（第3号様式）
- イ 変更事業計画書（第2号様式）
- ウ 変更収支予算書
- エ その他市長が必要と認める書類

第10 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（第4号様式）
 - イ 事業実績書（第2号様式）

- ウ 収支決算書
- エ 領収書又はその写し
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して20日を経過した日又は令和7年3月8日までのいずれか早い日まで

第11 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（第5号様式）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第12 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（第6号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

第13 交付決定の取消し等

市長は、補助事業者が虚偽その他の不正な手段により交付の決定を受けたと

認めるときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

第14 補助金の返還

市長は、第13の規定により令和6年度焼津市サテライトオフィス等設置事業費補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

第15 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年度分の補助金に適用する。

別表（第3関係）

費目	補助対象となる経費	補助対象とならない経費
施設整備事業	サテライトオフィスとなる建物の整備又は改修に係る経費（内外装含む。）	(1) 土地、建物等の取得費
通信環境整備事業	サテライトオフィスにおけるインターネット回線契約に係る回線開設工事等に係る経費	(2) サテライトオフィスとなる建物の躯体の新設工事（床、天井、壁、屋根等の建築構造に係るものをいう。）に係る経費
什器・機器導入事業	サテライトオフィスで使用する机、椅子等の什器及びパソコン、プリンタ、コピー機等の機器を導入する経費（これらの機器を借り上げた場合にあっては、令和6年5月から翌年3月分までの借上げに要する経費に限る。）	(3) 施設及び施設が存する敷地外の配管、配電等の工事に係る経費 (4) 事業者の経常的な経費（人件費、旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
その他	その他市長が必要と認めるもの	(5) コーヒーサーバー、冷蔵庫、電子レンジ等の家電製品の購入費 (6) 本事業における資金調達に必要となった利子等

第1号様式（第6関係）

交 付 申 請 書

※第 号

年 月 日

(宛先) 焼津市長

所在地

名 称

代表者

電 話

()

次のとおり実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

補助事業の名称	令和6年度焼津市サテライトオフィス等設置事業
補助申請額	金 円
補助事業の目的及び概要	
補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助事業の効果	

(添付書類) 事業計画書、収支予算書、施設の平面図、見積書又はその写し、法人登記簿又は開業届等の写し、土地、建物が賃借による際は、改修の権原を有することを証する書類（施工承諾書等）、従業員名簿、その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6、第9、第10関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容

(1) 事業名 令和6年度焼津市サテライトオフィス等設置事業
(2) 事業内容等 ア 目的 イ 必要性 ウ 期待される効果 エ 内容
(3) 事業実施方法等 ア 実施体制 イ 実施期間 着手 年 月 日 ～ 完了（予定） 年 月 日 ウ 予算措置の状況

2 事業開始（予定）年月日

3 その他

(注)

変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

変更承認申請書

※第 号

年 月 日

（宛先）焼津市長

所在地

名 称

代表者

電 話 ()

年 月 日付け焼 号により補助金の交付決定を受けた令和6年度焼津市サテライトオフィス等設置事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

変更の理由

変更の内容

（添付書類） 変更事業計画書、変更収支予算書、その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第10関係）

実績報告書

※第 号

年 月 日	
(宛先) 焼津市長	
所在地 名 称 代表者 電 話 ()	
補助事業が終了したので、関係書類を添えて報告します。	
補助事業の名称	令和6年度焼津市サテライトオフィス等設置事業
補助交付決定日	年 月 日付け焼 一 号 交付決定額 円
事業実績額	金 円
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業の実績の概要	

(添付書類) 事業実績書、収支決算書、領収書又はその写し、その他市長が必要と認める書類

請 求 書

※第 号

年 月 日

(宛先) 焼津市長

所在地
 名 称
 代表者 (印)
 電 話 ()

口座振替先
 金融機関名

口座名義人

口座種別
 口座番号 No.

次のとおり請求します。

補助事業の名称	令和6年度焼津市サテライトオフィス等設置事業
請 求 金 額	金 円
補助金交付の確定 (又は決定)の日等	年 月 日付け焼 一 号

第6号様式（第12関係）

消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日

（宛先）焼津市長

所在地
名 称
代表者
電 話

㊟

令和 年 月 日付け焼 ー 号により補助金の交付の決定を受けた令和6年度焼津市サテライトオフィス等設置事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額 金 円
（令和 年 月 日付け焼 ー 号による額の確定通知額）
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円